

埼玉県中央地区第二次救急医療圏救急医療対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県中央地区第二次救急医療圏救急医療対策協議会（以下「協議会」という。）は、圏域内救急医療体制の円滑な運営を図るため関係機関との協議及び連絡調整を行うことを目的とする。

(圏域)

第2条 中央地区第二次救急医療圏は、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町の県が定めた地域とする。

(業務)

第3条 協議会は、次の事項を協議し、必要な連絡調整を行うものとする。

- (1) 第二次救急医療体制の整備、運営に関すること。
- (2) その他救急医療に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる機関の代表者及び行政機関の長（以下「委員」という。）で構成する。ただし、必要に応じてその他の関係者を出席させることができる。

- (1) 北足立郡市医師会、上尾市医師会
- (2) 第二次救急医療体制に参加する医療機関
- (3) 埼玉県央広域消防本部、上尾市消防本部
- (4) 圏域内市町及び保健所

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長をそれぞれ1名置く。

- 2 会長、副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総務し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 3 委員が委任した場合は、代理出席を認めるものとする。ただし、委員が委任できる範囲は、委員が所属する機関内とする。

(専門部会)

第7条 協議会に、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会には、必要に応じて関係者を出席させることができる。
- 3 専門部会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、埼玉県鴻巣保健所に置く。

附 則

この要綱は、平成13年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。